

平成27年 1月

会 員 各 位


尾道しまなみ商工会

小企業等経営改善資金（マル経）融資に係る利子補給金交付申請について（ご案内）

皆様方ご承知のこととは存じますが、日本政策金融公庫（国民生活事業）の小企業等経営改善資金（マル経）融資をご利用された方に対して、経営の安定と発展に資することを目的とし、尾道市より1%（年）の利子補給金交付制度が、平成11年1月から施行されております。

つきましては、上記融資制度をご利用された事業所におかれましては、会計年度毎に下記の要領により利子補給金交付申請の手続きが必要となりますので、手続き方ご案内申し上げます。

【参考】小企業等経営改善資金・経済環境変化経営改善資金利子補給金交付要綱（抜粋）

項 目	内 容
目 的	日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）小企業等経営改善資金（マル経）融資を利用された方に対して、利子補給金を交付する事により、金利負担を軽減し、経営の安定と発展に資することを目的とする。
対 象 者	(1) 市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営まれる方 (2) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間に利用された方 (3) 納税成績良好な方（尾道市に納付する市税で、納税期限が到来している市税は全て納税していること。市県民税・法人市民税・土地特別保有税・固定資産税・軽自動車税）
利子補給金の額	年1%の利子に相当する額とする。ただし、返済が遅延したときは、遅延した額に係る補給金の交付は行わない。
補 給 期 間	利子補給金の交付期間は、利子補給開始月（返済開始日）から3年以内とする。
※詳細については当商工会にお問い合わせ下さい。  [本 所 Tel 44-3005] [御 調 支 所 Tel 76-0282] [瀬戸田支所 Tel 27-2008]	

【利子補給金交付申請手続】

- 1.提出期限 平成27年 2月27日（金）
- 2.提出先 尾道しまなみ商工会（本所又は支所）
- 3.提出書類 ①利子補給金交付申請書
②請求書
③納税証明請求書（完納証明用）
（本人が行けない場合は必ず委任状（完納証明用）をご持参下さい。）
④小企業経営改善資金返済明細
（日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）からの返済一覧表の写し）
⑤通帳の写し（1・2枚目）

※商工会ホームページで提出書類①②③をダウンロード出来ます。

<http://www.hint.or.jp/onomichi-s/>